

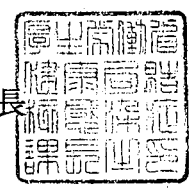
健感発第 1027001 号
平成 16 年 10 月 27 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長



第 4 回「性の健康週間」の実施について

性感染症対策については、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年 2 月告示）に基づき進められているところですが、依然として年々増加の傾向が見受けられます。

性感染症の正しい知識の普及とそれに基づく個人の注意深い行動により予防することが可能であり、早期発見、早期治療により治癒又は重症化の防止が可能な疾病です。

そのため、予防の重要性についての知識を高めることを目的として、財団法人性の健康医学財団の主催により平成 13 年度より「性の健康週間」が実施されているところですが、平成 16 年度においては別紙のとおり実施されることとなっています。

つきましては、貴職におかれましても、この週間に合わせて性感染症に関する正しい知識の普及啓発に積極的に努めていただくとともに、これを契機に関係機関とも十分連携をとりつつ、継続的な啓発活動を実施していただくようお願いいたします。

別紙

第4回「性の健康週間」事業計画書

- 1 趣旨及び目的 性感染症（HIV 感染を含む）に対する予防・啓発活動を一週間集中して行い、国民の「性の健康」をより促進させること。
テーマは「性感染症・エイズ——知ろう、話そう、予防しよう」。
- 2 主 催 財団法人 性の健康医学財団
- 3 後 援 等 厚生労働省、文部科学省、（社）日本医師会、（財）エイズ予防財団、（社）日本家族計画協会、（財）母子衛生研究会、（財）日本学校保健会、（財）日本性教育協会、日本性感染症学会（以上、いずれも交渉中）
協賛：日本コンドーム工業会（確定）
- 4 会 期 平成 16 年 11 月 25 日（木）～平成 16 年 12 月 1 日（水）
の 7 日間
- 5 名義使用期間 許可日から平成 16 年 12 月 1 日（水）までの期間
上記期間中に当財団は、「性の健康週間」の意義を一般市民に普及徹底するため、地方公共団体等が「性感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて行う啓発活動を支援するとともに、各種保健関係団体や教育関係団体等で行う STD/HIV 予防・啓発活動などの参考になるポスター、パンフレットなどの資料を作成・無償提供する。
- 6 期間中の行事等 平成 16 年 11 月 27 日（土）池袋・ECO としま 8 階ホールにおいて市民公開講座を開催する（東京都豊島区と共催）。
講師には、赤枝恒雄氏（財団評議員、産婦人科医）および篠崎百合子氏（豊島区開業産婦人科医）らが内定している。入場無料。
- 7 参 加 対 象 市民一般（市民公開講座については、本年度は豊島区の広報活動と連携して、地域の生徒やその父母などに呼びかけをする）。
- 8 対 象 地 域 「性の健康週間」事業の対象地域は全国であるが、上記市民公開講座については、池袋を中心とした首都圏一帯。

以上

性感染症・エイズ

性の健康週間
市民公開講座

入場無料

11月27日(土)

場所 豊島区立生活産業プラザ
(ECOとしま)

池袋駅東口(裏面地図参照)

午後1時開場

午後1時30分~4時

主催

(財)性の健康医学財団
豊島区



後援:

厚生労働省/文部科学省

(社)日本医師会/(財)エイズ予防財団

(社)日本家族計画協会/(財)母子衛生研究会

(財)日本学校保健会/(財)日本性教育協会

日本性感染症学会/(社)豊島区医師会

(社)豊島区歯科医師会/(社)豊島区薬剤師会

協賛:日本コンドーム工業会

性の健康週間 2004

11/25 - 12/1



性の健康は自分たちで守りましょう。

気がつかないうちに感染していた、患者は無症状の性感染症が大流行、放っておくとエイズにまでかかります。早く検出して早くおこなうようにしましょう。手始めにはコンドームを正しく使うこと。パートナーへの思いやりを。

市民公開講座 「性感染症・エイズ」— 知ろう、話そう、予防しよう
11月27日(土) 豊島区立生活産業プラザ 午後1:30開演 入場無料 申込 03-3587-1727

プログラム

総合司会: 木村 博子 (池袋保健所 健康推進課長)

若者に広がる

性感染症の現状とその対策

赤枝 恒雄 赤枝六本木診療所院長

豊島区エイズ知ろう館の10年

2004年 HIV感染症・エイズの
最新情報

根岸 昌功 東京都立駒込病院感染症科部長

主催: 財団法人性の健康医学財団 TEL: 03-3587-1727 URL: www.kokoro.or.jp
後援: 厚生労働省、文部科学省、(社)日本医師会、(財)エイズ予防財団、(社)日本家族計画協会、(財)母子衛生研究会
(財)日本学校保健会、(財)日本性教育協会、日本性感染症学会 (Society) 協賛: 日本コンドーム工業会

平成16年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱

第1 名 称

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

第2 実施内容

1. 6・26ヤング街頭キャンペーン
2. 地域団体キャンペーン

第3 目 的

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全や安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このため、国連は平成10年（1998年）6月に国連麻薬特別総会を開催し、21世紀において、国際社会が一丸となって地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むための指針となる政治宣言及び行動計画を採択した。このうち、「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」（国連薬物乱用根絶宣言）は平成20年（2008年）を目標年として、薬物乱用を根絶することを目指している。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動は、国連薬物乱用根絶宣言（1998～2008年）の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、内外における薬物乱用防止に資するために行う。

第4 実施期間

平成16年6月20日から同年7月19日までの1カ月間とする。
ただし、「6・26ヤング街頭キャンペーン」は、原則6月26日（土）又は27日（日）とする。

第5 実施機関等

主 催 厚生労働省、都道府県、（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター

協 賛 国際連合（国連薬物犯罪オフィス）、薬物乱用対策推進本部、警察庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、金融庁

後 援 海上保安協会、ガールスカウト日本連盟、航空貨物運送協会、国際ローター第1～4(A)ゾーン(日本)ロータークラブ、青少年育成国民会議、全国高等学校PTA連合会、全国子ども会連合会、全国社会福祉協議会、全国人権擁護委員連合会、全国少年補導員協会、全国生活衛生同業組合中央会、全国配置家庭薬協会、全国防犯協会連合会、全国保護司連盟、全日本薬種商協会、中央青少年団体連絡協議会、日本医師会、日本医薬品卸業連合会、日本医療機器関係団体協議会、日本インターナショナルフットボールリーグ協会、日本学校歯科医会、日本学校保健会、日本学校薬剤師会、日本カラオケスタジオ協会、日本勤労青少年団体協議会、日本化粧品工業連合会、日本更生保護女性連盟、日本歯科医師会、日本自動車整備振興会連合会、日本新聞協会、日本相撲協会、日本青年会議所、日本青年団協議会、日本製薬団体連合会、日本塗料商業組合、日本PTA全国協議会、日本BBS連盟、日本プロサッカーリーグ、NHK、日本民営鉄道協会、日本民間放送連盟、日本野球機構、日本薬剤師会、日本YMCA同盟、ボーイスカウト日本連盟、ライオンズクラブ国際協会MD330～337クラブメーター協議会

第6 実施事項

1. 政府における実施事項

(1) 広報機関等による啓発宣伝

政府広報等の活用により、本運動の趣旨の徹底を図る。

(2) 啓発資材の作成配布

本運動に必要なポスター、リーフレット等の啓発資材の作成及び配布を行う。

(3) 官民一体となった事業展開の呼び掛け

官民一体となった事業の展開を積極的に推進するため、関係機関・団体等に対し本運動の趣旨の理解と協力を呼び掛ける。

2. 都道府県における実施事項

(1) 実行委員会の設置

- ① 各都道府県は、本運動の円滑な実施を期すため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会又はこれと同等の組織（以下「実行委員会」という。）を設置する。

実行委員会は、薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）、関係団体、薬務主管課及び保健所の代表者等をもって構成する。

なお、実行委員会は必要に応じ、保健所単位等で支部を置くことができる。

- ② 実行委員会は、指導員等ボランティアが本運動の中心として活動できるように支援することを目的とするものであり、本運動の企画、実施方法、

諸手続、取りまとめ等を担当する。

- ③ 実行委員会は、実施計画を作成し、指導員等ボランティアを核としたキャンペーンを実施する。
- ④ 実行委員会は、実施地域ごとに地域責任者を置く。
- ⑤ 地域責任者は、道路交通法に基づく届出等地域の活動において必要な手続を行うほか、キャンペーンの全体の取りまとめを担当し、実行委員会に結果報告を行う。

(2) キャンペーンの実施

① 6・26ヤング街頭キャンペーンの実施

原則、保健所単位等で実施することとし、実行委員会がヤングボランティアの協力を得て、啓発資材の配布等を行う。

キャンペーンは、原則6月26日（土）又は27日（日）の午後2時間程度とする。

② 地域団体キャンペーンの実施

原則、保健所単位等で実施することとし、地域団体の協力を得て、ポスターの掲示、一声運動等を行う。

(3) 広報機関等による啓発宣伝

各都道府県の広報媒体を活用するとともに、報道機関の協力を得て本運動の趣旨の徹底を図る。

(4) 官民一体となった事業展開の呼び掛け

官民一体となった事業の展開を積極的に推進するため、市町村を始めとする関係機関・団体等に対し、本運動の趣旨の理解と協力を呼び掛ける。

(5) 教育関係機関への協力の呼び掛け

都道府県教育委員会の協力を得て、児童・生徒に対し、薬物乱用防止の指導と本運動への参加を呼び掛ける。

3. (財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センターにおける実施事項

官民一体となった本運動を展開するため、運動の趣旨に則した民間団体としての乱用防止活動を積極的に展開する。

4. 国連支援募金への協力の呼びかけ

「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動は、青少年の健全育成とボランティア活動への積極的参加意欲の増進を促し、地球的規模での薬物乱用防止に関する理解と認識を高めるとともに、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体（NGO）の活動資金として国連を通じて援助することにより、薬物乱用のない21世紀の地球環境づくりに資することを目的として、(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主体となって実施する。

このため、街頭募金活動を支援するとともに、同募金活動への協力を官公庁をはじめ、あらゆる職域組織等に呼びかける。

麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

第1 名称

麻薬・覚せい剤乱用防止運動

第2 目的

麻薬、覚せい剤、大麻、シンナー等（以下「麻薬・覚せい剤等」という。）の乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものである。

本運動は、麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の根絶を図ることを目的とする。

第3 実施期間

平成16年10月1日から同年11月30日までの間とする。

ただし、都道府県の実情に応じて実施期間を変更することは差し支えない。

第4 実施機関等

主催 厚生労働省、都道府県

協賛 薬物乱用対策推進本部、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省、文部科学省、海上保安庁

後援 財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

第5 実施事項

1 中央における実施事項

- (1) 政府広報等を通じた麻薬・覚せい剤等の危害についての全国的な広報活動
- (2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会の開催
麻薬・覚せい剤乱用防止の全国的気運の盛り上がりを期するため、全国7都市において開催する。
- (3) 麻薬・覚せい剤乱用防止功労者の表彰

- (4) 麻薬・覚せい剤等に関する啓発資材の作成配布
麻薬・覚せい剤等の乱用による危害とこれらの事犯の実態を周知させるため、ポスター、パンフレット等を作成配布する。

2 都道府県における実施事項

(1) 広報機関等による啓発宣伝

自己の広報機関等を全面的に活用するとともに、取締関係機関、教育関係機関等と連携を密にして、麻薬・覚せい剤等について地方の実情に応じた広報活動を実施する。

また、報道機関の協力を得て本運動の普及徹底を図る。

(2) 薬物乱用防止指導員、関係団体との連携による啓発活動の徹底

財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センターを活用するとともに、薬物乱用防止指導員、青少年健全育成団体等との連携のもとに、麻薬・覚せい剤等について地域における啓発活動を実施する。

また、「薬と健康の週間」等関連のある行事においても乱用防止の啓発に努める。

(3) 学校等における薬物乱用防止教室において、「薬物乱用防止キャラバンカー」及び「薬物乱用防止広報車」を活用した啓発活動が展開されるよう周知徹底を図る。

(4) 相談制度の周知徹底

保健所の薬物相談窓口事業、精神保健福祉センターの薬物関連問題相談事業等各都道府県の麻薬・覚せい剤等に関する相談制度を広く普及し、その活用について周知徹底を図る。

附属学校を置く各国立大学長
各国公立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長 殿
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長

文部科学省スポーツ・青少年局長
田 中 壮 一 郎

(印影印刷)

薬物乱用防止教育の充実について(通知)

児童生徒の薬物乱用防止に関する取り組みについては、「児童生徒の覚せい剤等の薬物乱用防止について」(平成10年6月5日付け文体学第290号)において、薬物乱用防止五か年戦略(平成10年5月26日薬物乱用対策推進本部決定。以下「旧戦略」という。)を踏まえ、青少年の覚せい剤等の薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図るようお願いしているところであります。

このたび、薬物乱用対策推進本部では、第三次覚せい剤乱用期の一刻も早い終息に向けて、別添のとおり「薬物乱用防止新五か年戦略」(以下「新戦略」という。)を決定しました。

新戦略においては、旧戦略に基づく施策の結果、児童生徒の薬物乱用に一定の歯止めがかかっていると認められるものの、青少年、特に中学生及び高校生の覚せい剤事犯検挙者数は引き続き高い水準にあるなど、依然として厳しい情勢にあるという認識を示しております。

こうした状況を踏まえ、新戦略においては、中学生及び高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するなど、青少年による薬物乱用の根絶を目指すことを目標の一つに掲げ、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することを求めています。

については、貴職におかれては、このたびの「薬物乱用防止新五か年戦略」を踏まえつつ下記事項に留意するとともに、管下の市区町村教育委員会、学校等の関係機関に対して本内容の周知を図り、青少年の薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図られますようお願いいたします。

記

- 1 学校においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること。
- 2 すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図ること。
- 3 地方公共団体においては、児童生徒に正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等を、適宜作成・配布するよう努めること。

- 4 地方公共団体においては、国、地方公共団体等において作成・配付した教材等の活用の促進を図るための周知に努めるとともに、教材等の使用について関係機関との連携の充実を図ること。
- 5 効果的な実践のための指導の充実を図るため、教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する効果的な研修の機会の拡充を図ること。
- 6 児童生徒等の薬物等の認識の定着、薬物乱用の実態等について定期的に調査分析を実施すること。
- 7 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等、学校関係者等との連携を一層強化すること。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 03-5253-4111(代表)
学校保健係 (内線2918)

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（抄）

第十六条 未成年者への及び未成年者による販売

1 締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。これらの措置には、次のことを含めることができる。

- (a) たばこ製品のすべての販売者が未成年者に対するたばこの販売の禁止について明確な、かつ、目につきやすい表示を販売所の中に掲げること及び疑義のある場合にはたばこの購入者に対し成年に達していることを示す適当な証拠の提示を求めることを要求すること。
- (b) 店の棚への陳列等たばこ製品に直接接触れることのできるあらゆる方法によるたばこ製品の販売を禁止すること。
- (c) 未成年者の興味をひきたばこ製品の形をした菓子、がん具その他の物の製造及び販売を禁止すること。
- (d) 自国の管轄の下にあるたばこの自動販売機が未成年者によって利用されないこと及びそのような自動販売機によって未成年者に対するたばこ製品の販売が促進されないことを確保すること。

- 2 締約国は、公衆、特に未成年者へのたばこ製品の無償の配布を禁止し又はその禁止を促進する。
- 3 締約国は、紙巻たばこの一本ずつの販売又は未成年者にとってたばこ製品の入手の可能性を増加させるような小型の個装による販売を禁止するよう努める。
- 4 締約国は、未成年者へのたばこ製品の販売を防止するための措置が、その効果を高めることを目的として、適当な場合には、この条約の他の規定と併せて実施されるべきであることを認識する。
- 5 締約国は、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、拘束力のある書面による宣言を行うことにより、自国の管轄内におけるたばこの自動販売機の導入の禁止又は適当な場合にはたばこの自動販売機の全面的な禁止を約束することを明らかにすることができる。寄託者は、この5の規定に従って行われた宣言をこの条約のすべての締約国に送付する。
- 6 締約国は、1から5までに規定する義務の履行を確保するため、効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置（販売業者及び流通業者に対する制裁を含む。）を採択し及び実施する。
- 7 締約国は、適当な場合には、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者によるたばこ製品の販売を禁止する効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施すべきである。